

令和 8 年度
産地直売所の誘客力強化支援業務

業務仕様書

令和 8 年 4 月
岩 手 県

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和8年度産地直売所の誘客力強化支援業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 本業務の概要

(1) 趣旨及び目的

産地直売所（以下、「産直」）は独自イベントの企画や SNS による情報発信など誘客力の強化に積極的に取り組んでいるが、フォロワーが増えない事例やチラシでイベント開催を周知しても集客できず、販売額増につながらないなど課題となっており、十分な誘客に至っていない。そこで、産直の誘客力の強化を図るため、魅力あるイベント企画や効果的な情報発信方法を検証する。

(2) 業務概要

ア 業務名 令和8年度産地直売所の誘客力強化支援業務

イ 委託期間 委託契約締結日から令和9年2月12日（金）

(3) 業務内容

県内産直に対して、イベントに対する助言・提案とラジオや SNS インフルエンサーを活用するなどの既存媒体を使用した効果的な情報発信方法を企画提案し、実施し、誘客力の強化を図る。実施の際は、2施設（県央1施設、県北1施設、各産直 SNS アカウントを有し運営）を対象に、次の業務を行う。なお、業務実施時期は、産直の繁忙期（お盆、連休等）のイベント前を想定しているが、詳細な日程は、県と協議・調整の上、決定すること。

ア 研修の実施

各産直に対して誘客力向上を目指したイベント企画の方法や産直が考えたイベント・SNS 情報発信の仕方（※）に対する助言・提案を行うこと（年1回以上）。

なお、実施に必要な資料や情報発信効果の把握に要する資材は、作成・用意すること。

※ 消費者の興味を引く内容、イベント情報等を投稿するタイミングなど

イ ラジオ等を活用した情報発信

集客が見込まれるように、産直利用者層に産直のイベントが周知できるような効果的なイベント告知を行うこと（年1回以上）。

ウ SNS インフルエンサーを活用した情報発信

SNS インフルエンサーを選定し、選定したインフルエンサーが産直の情報やイベン

ト情報を発信すること（年1回以上）。また、各インフルエンサーの写真の撮り方や投稿の仕方など情報を発信するときに工夫している点を産直と情報交換すること。

エ その他

提案内容の実施効果をより高めるために、上限予算内で実施可能なものがあれば提案を認める。

(4) 事業実績報告

ア 報告書作成

上記(3)ア～ウの取組結果をとりまとめ、成果（集客した人数・客層など）と課題を検証し、県へ報告する。報告書は、書面及び電子データ（Microsoft Word 又は PowerPoint 形式）で納品する。

2 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で提出し、承諾を得なければならない。

(2) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、上記「(1) 再委託等の制限」イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

(3) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとする。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(5) 個人情報の取扱い

個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならない。

3 その他留意事項

- (1) 契約に当たっては、企画提案の内容及びその後の協議に応じて仕様書を変更することがあること。
- (2) 本事業の執行に当たっては、随時、県と協議を行うこと。
- (3) この仕様書に記載のない事項については、県と受託者で協議の上、取扱い等を決定すること。